

本資料について :

- 本資料は、欧州委員会による「環境フットプリント」パイロット事業の内、「組織の環境フットプリント」の実施ガイダンス 「*Guidance for the implementation of the EU Organisation Environmental Footprint (OEF) during the Environmental Footprint (EF) Pilot Phase*」を、経済産業省委託事業「環境負荷可視化に係る国際動向対応事業」の受託者・みずほ情報総研（株）が翻訳したものです。
- 本資料の位置づけは、あくまでも環境負荷可視化の海外動向調査のための参考資料であり、用語・用法の厳密な精査は施しておりません。内容については、必ず原典をご確認ください。

（原典 URL : http://ec.europa.eu/environment/eussd/smfp/pdf/Guidance_organisations_2.0.pdf）

環境フットプリント (EF) のパイロット段階における EU 組織環境フットプリント (OEF) の実施ガイダンス

目次

はじめに.....	5
略語リスト	7
1. 本ガイダンス文書作成の背景	9
1.1. OEFSR の定義と目的	9
1.2. 用語と定義.....	10
1.3.論拠.....	13
1.3.1 本ガイダンス文書の目的と適用範囲	14
1.3.2. 他の基準・ガイダンス文書との関係	14
1.3.3. 対象とする読者	15
1.4. ガイダンスの改訂	15
2. OEFSR 策定の準備	16
2.1 組織構成	16
2.1.1. 技術事務局	16
2.1.2. EF パイロット運営委員会	17
2.1.3. EF 技術諮問委員会	18
2.1.4. EF 技術ヘルプデスク	18
2.1.5. EF バーチャル諮問フォーラム	19
2.2. OEFSR 策定に関与するステークホルダー	19
2.3. OEFSR の適用範囲の決定.....	19
2.4. 新規 OEFSR 策定前に行うべきステップ	20
2.5. OEFSR 策定のプロセス	22
2.5.1. 策定プロセスの時限	22
2.5.2. 諮問プロセス	23

2.5.3. OEFCSR の代表性.....	24
3. OEFCSR に要求される要素.....	25
3.1. OEFCSR の構成	25
3.2. OEFCSR 策定のための手順.....	25
3.3. セクターの適用範囲と分類	25
3.4. 製品「代表的モデル」の定義.....	26
3.5. OEF スクリーニング	27
3.6. OEFCSR 草案	27
3.6.1. 目標および適用範囲	28
3.6.2. 分析単位および製品ポートフォリオ	28
3.6.3. システム境界	28
3.6.4. 資源利用および排出プロファイルデータ	28
3.6.5. 寿命末期 (EoL: End of Life) のための数式.....	29
3.6.6. 環境フットプリント影響領域	30
3.6.7. 追加環境情報	30
3.6.8. データ品質要求事項	30
3.6.9 二次データ	30
3.6.10 データの秘匿性管理	31
3.7. OEFCSR 裏付け調査	31
3.7.1. 最も関連性の高い影響領域の特定	32
3.7.2. 正規化、および重み付け	32
3.8. 環境パフォーマンスのベンチマーク・クラスの特定	33
3.9. 追加環境情報要求事項	33
3.10. 開示、およびコミュニケーション	34
3.10.1. OEF 外部コミュニケーション報告	35
3.10.2. OEF パフォーマンス追跡報告	35
3.11. OEF プロファイルの検証	36
3.11.1. 検証者の資質	38
3.12. OEFCSR の時間的有効性	38
4. OEFCSR レビュー	39
4.1. レビュアの資質	39
4.2. レビュー手順	39
4.3. レビューの基準	39
4.4. レビュー報告書	40
4.5. レビュアのコメントへの対処	40
付属書	40
付属書 1 — 正規化要因	40
付属書 2 — OEFCSR テンプレート	40

はじめに

本ガイダンス文書（以下「ガイダンス」）は、欧州委員会が 2013 年から実施を開始する環境フットプリント (EF: Environmental Footprint) 段階（以下「EF パイロット段階」）との関連においてのみ使用するものとする。本文書は、組織の環境フットプリント・セクター規則 (OEFSRs: Organisation Environmental Footprint Sector Rules) の策定、第三者に対する OEF パイロット段階を通じて（例：環境報告を通じて）収集された情報の伝達に関する要求事項、セクター規則の見直しに関する要求事項、ならびに提供された情報の認証など、組織の環境フットプリント (OEF: Organisation Environmental Footprint) パイロット段階における様々なステップに関するガイダンスを提示するものである。

本ガイダンスの内容は、得られた経験と教訓を反映するため、EF パイロット段階の間に定期的に修正がなされる。

OEF パイロット段階のすべての参加者は、本文書を厳守しなければならない。OEF パイロット段階の結果に言及するそれぞれのコミュニケーション形態において、OEF ガイドのバージョンおよび準拠するガイダンスが必ず明記されなければならない。

免責事項

欧州委員会は、本ガイダンスまたは本ガイダンスのいずれかの部分を知るに至った第三者に対して、いかなる性質の責任も負わない。当事者は自己のリスクにおいて本ガイダンスに信拠することとする。

略語リスト

略語	意味（展開文字列）
B2B	企業間取引（Business to Business）
B2C	企業対消費者間取引（Business to Consumers）
BOM	材料表（Bill of Materials）
BREF	利用可能な最善手法の参考文書（Best Available Techniques Reference Document）
CF	特性因子（Characterisation Factor）
CPA	欧州共同体生産物分類（Statistical Classification of Products by Activity）
EF	環境フットプリント（Environmental Footprint）
ELCD	欧州ライフサイクルデータベース（European Life Cycle Database）
EMAS	環境管理・環境監査スキーム（Environmental Management and Audit Scheme）
EoL	寿命末期（End of Life）
EPD	環境製品宣言（Environmental Product Declaration）
GHG	温室効果ガス（Greenhouse Gas）
GRI	グローバル・リポーティング・イニシアティブ（Global Reporting Initiative）
ILCD	国際基準ライフサイクルデータシステム (International Reference Life Cycle Data System)
ISO	国際標準化機構（International Organisation for Standardisation）
LCA	ライフサイクルアセスメント（Life Cycle Assessment）
LCI	ライフサイクルインベントリー（Life Cycle Inventory）
LCIA	ライフサイクル影響評価（Life Cycle Impact Assessment）
MS	加盟国（Member State）
NACE	欧州共同体における経済活動の統計的分類 (Nomenclature Générale des Activités Economiques dans les Communautés Européennes)
NGO	非政府組織（Non-Governmental Organisation）
OEF	組織の環境フットプリント（Organisation Environmental Footprint）
OEFSR	組織の環境フットプリント・セクター規則 (Organisation Environmental Footprint Sectorial Rule)
PAS	公開仕様書（Publicly Available Specification）
PCF	製品カーボンフットプリント（Product Carbon Footprint）
PCR	製品カテゴリー規則（Product Category Rule）
PEF	製品の環境フットプリント（Product Environmental Footprint）
PEFCR	製品の環境フットプリントカテゴリー規則 (Product Environmental Footprint Category Rule)
SME	中小企業（Small and Medium Enterprise）
WRI	世界資源研究所（World Resources Institute）

1. 本ガイダンス文書作成の背景

1.1. OEF SR の定義と目的

組織の環境フットプリント・セクター規則 (OEF SR) は、組織のライフサイクル環境影響の算定と報告のための、組織に特定したガイダンスを与えるものである。

OEF SR に類似したセクター特有のルールも、GHG プロトコルのような温室効果ガス排出量を測定する基準の中に存在している。OEF SR は、他の類似ルールとの混同を避け、OEF ガイドのもとでの独自ルールを識別する目的で、異なる名称をつけられた。

既存のライフサイクルベースの基準は、比較可能な環境主張を可能ならしめる上で一貫性のある前提と測定方法を確実に設定するための具体性が十分ではない。このような限界に対処するため、OEF SR の活用は OEF 調査の再現性、妥当性、および一貫性（したがって、時間的、また、おそらくは同一セクター¹内の OEF 算定の比較可能性）を高める上で重要な役割を果たすこととなる。

OEF パイロット段階は、同一セクターで活動する二つの似通った組織の比較、もしくは、複数のセクターにまたがる組織においては、事業ユニットのパフォーマンスの比較が可能かどうかを検証することを目的としている。したがって、各 OEF SR 策定中において参加者は、同じセクター内で活動する類似の組織（もしくは事業ユニット）の比較可能性を確保する努力を払わなければならない。組織（もしくは事業ユニット）の比較が不可能であると結論づけられた際には、比較主張の土台として OEF SR を用いることはできないということを、OEF SR は明示しなければならない。

OEF SR は、OEF ガイド²に従って策定しなければならない。OEF CR は、ある特定セクターの組織の環境パフォーマンスを決定する上で最も関連性の高い側面・パラメータに OEF 調査の焦点を当てる目的としなければならない。OEF SR は、一般 OEF ガイドで示される要求事項をさらに明記し、OEF ガイドが複数の選択肢を提示する場合には、新規に要求事項を追加するものとする。このように、OEF SR は、OEF 調査の最重要パラメータに分析の焦点を当てる上での一助となり、ひいては、調査に要する時間、労力、およびコストを削減することにもなる。

¹ セクターとは、NACE コードを用いて（すなわち欧洲共同体における経済活動の統計的分類 NACE Rev.2 に準拠して）、特徴的セクター製品ポートフィリオに関連して定義される。

² OEF ガイドは、以下のウェブサイトで入手可能。
http://ec.europa.eu/environment/eussd/smgp/organisation_footprint.htm

本ガイダンスに盛り込まれた要求事項に従い策定された、比較を可能にするOEFSRが存在すること（およびそれに準拠すること）は、OEF調査の結果が、公開目的の比較・比較主張³に対して用いられる場合は常に、義務的な条件である。

語の定義 : shall、should、および may

本ガイダンスは、要求事項、推奨事項、および OEFSR 策定時に選択し得るオプションを示すために、厳密な語の定義を用いている。

「shall（～しなければならない／～こととする）」は、ある OEFSR が、本 OEFSR ガイダンスに準拠する上で何が必要となるかを示すために用いられる。

「should（～することが望ましい）」は、要求事項というより、推奨事項を示すために用いられる。

「should」の求めるものと異なるものに対しては、OEFSR 策定時において正当な理由を示し、明確にする必要がある。

「may（～できる／～することもある）」は、許容可能なオプションを示す際に用いられる。オプションが選択可能な場合はいつでも、OEFSR は、選択したオプションに正当な理由を示す適切な論証を盛り込まなければならない。

1.2. 用語と定義

本ガイダンスで用いられており以下で定義されていないすべての用語に関しては、組織の環境フットプリント (OEF) ガイドの最新バージョン、ISO 14025:2006、および ISO 14040-44:2006 を参照されたい。

利用可能な最善手法の参照文書 (Best Available Techniques Reference Document) は、産業排出指令 (IED: Industrial Emissions Directive)⁴の第 13 条 (1) の枠組みにおいて行われる情報交換の一部として導きだされた文書である。この文書は、EU の産業・農業の特定分野に関する情報、当該分野で用いられる技術やプロセス、現時点での排出および消費レベルに関する情報、利用可能な最

³ ISOは、比較という概念を定義するものではない（比較主張のみ）ため、両者の違いを把握しておくことは重要である。組織の場合には、「比較」とは、組織Aに対し組織Bを、例えば、調査を行った10の影響領域の結果に沿って比較し、組織Aと組織Bが同等である、または一方が全般的により優れているもしくは劣っているということに言及せずに、影響領域と影響領域とを比較することをいう。「比較主張」とは、全般的に組織Aは、組織Bに対して、優れているか、劣っているか、もしくは同等であるかという結果を示すことである。

⁴ [産業排出率に関する EU 指令 2010/75/EU](#)

善の手法 (BAT: best available techniques) を決定する際に検討すべき方法、および新興技術などに関する情報を提供する。

企業間取引 (B2B: Business to Business) とは、製造業者と卸売業者間、もしくは卸売業と小売業者間といったような、企業組織間の取引を表す。

企業対消費者間取引 (B2C: Business to Consumers) とは、小売業者と消費者間のような企業組織と消費者との間の取引を表す。ISO 14025:2006 によると、消費者は「私用目的のために商品、財産、およびサービスを購入もしくは利用する一般社会構成員である個人」と定義されている。

比較主張 (Comparative assertion) とは、OEF 調査の結果、および裏付け OEF SR に基づいた、ある組織の、同一セクター内で活動する競合組織に対する優越性、もしくは同等性に関する環境主張である。

比較 (Comparison) とは、比較主張を含まない、OEF 調査の結果、および裏付け OEF SR に基づく（視覚的またはその他方法による）複数の組織の比較のことである。

環境管理・環境監査スキーム・セクター基準文書 (Environmental Management and Audit Scheme Sectoral Reference Documents: EMAS SRDs) とは、EMAS規則⁵第46条に従って策定された文書で、環境マネジメントのベストプラクティス、特定セクターに対する環境パフォーマンス指標、および、必要な場合は、卓越したものに対するベンチマーク、ならびに環境パフォーマンスのレベルを特定する評価システムなどを盛り込んだものである。

環境側面 (Environmental aspect) とは、環境と影響し合い得る、ある組織の活動、製品、もしくはサービスの要素のことである。 (ISO 14025: 2006)

グリーン主張 (Green claim) とは、報告書、アンケートへの回答、宣言、およびプレスリリースなどの、組織の環境パフォーマンスに関する第三者に対する何らかの形態のコミュニケーションを指す。ここにおいて、「主張」とは、たとえ単一の環境指標（例：スコープ1、2、3に基づく温室効果ガス報告書など）に限られていたとしても、ライフサイクルアセスメント（LCAベース主張）に準拠したもののみを指す。

OEFプロファイル (OEF Profile) とは、OEF調査の定量化結果のことであり、最も関連性の高い影響領域に対する影響の定量化および報告する必要があると認められる追加環境情報を含む。

⁵ [規則\(EC\) No 1221/2009](#)

OEFスクリーニング (OEF screening) とは、代表的組織に対して実施される予備調査のことであり、最も関連性の高いプロセス・影響領域の特定、ならびにOEFSRの主な要素を特定することを目的としている。

OEF裏付け調査 (OEF Supporting study) とは、 OEF最终草案を土台にして実施されるOEF調査のことであり、OEFSRにおいて下される決定を承認し、ベンチマークの規定に使用する算定値を導きだすために用いられる。

組織 (Organisation) とは、法人組織か否か、公共または民間であるかにかかわらず、企業（カンパニー、コーポレーション、ファーム、エンタープライズ）、機関・機構、またはそれらの一部もしくは組み合わせを指す。OEF算定目的において、組織の機能とは、ある特定の報告期間内にわたる製品（すなわち商品・サービス）の提供と定義され、したがって、その組織の製品ポートフォリオに関連して定義される。

組織主張 (Organizational claims) とは、報告書、アンケートへの回答、宣言、およびプレスリリースなど、ある組織の環境パフォーマンスに関する何らかの種類のコミュニケーションを指す。ここでは、主張とは、ライフサイクルアセスメント（LCA ベース主張）に準拠したもののみを指す。

組織の環境フットプリント・セクター規則 (OEFSR) は、セクター特有のライフサイクルベースのルールであり、特定セクターレベルにおいてさらに明確化することにより、OEF 調査に対して一般方法論的ガイダンスを捕捉するものである。OEFSR により、最も重要であり、妥当性、再現性、および一貫性の向上に寄与する側面とパラメータに向けて OEF 調査の焦点を移すことが可能となる。OEFSR は、典型的な製品ポートフォリオで示されるように、主としてそのセクターに特徴的な活動に関連して規定される。

製品カテゴリー規則 (PCR: Product Category Rules) とは、一つ以上の製品カテゴリー (ISO 14025:2006) に対するタイプ III 環境宣言の策定のための一連の特定規則、要求事項、およびガイドラインのことである。

製品ポートフォリオ (Product Portfolio) とは、報告期間内（1年間が望ましい）にわたって、ある組織により提供される商品・サービスの量、および特性を指す。

代表的組織 (モデル) (Representative organisation (model)) とは、特定のセクター・製品ポートフォリオを代表するような実在もしくは架空の組織を指す。特に、あるセクター内の技術、および製品ポートフォリオの構成が多様な場合、「代表的組織」とは、用いられているすべての技術のうち、製品ポートフォリオを参照したうえで、EUでの販売数に重み付けられた平均的特徴を備えたバーチャル（非実在）組織を指すことになる。

セクター (Sector) とは、セクター特有の製品ポートフォリオのことと、NACE コードを用いて（すなわち、欧州共同体における経済活動の統計的分類 (NACA: Nomenclature générale des Activités Economiques dans les Communautés Européennes NACE Rev. 2) に沿って）規定される

1.3. 論述

製品環境フットプリント (PEF) および組織環境フットプリント (OEF) 手法は、製品（商品・サービス）または組織それぞれの、最も関連性の高い環境影響を定量化するためのライフサイクルアセスメント (LCA) に基づいた手法である。組織レベルのアセスメントに対し LCA を用いることは比較的新しいアプローチではあるが、これら手法は既存のアプローチと国際基準⁶に立脚したものである。

OEF 手法の重要な特徴として、結果の比較可能性に対する基盤を設定できることが挙げられる。ただし、比較可能性は、結果が同じ組織の環境フットプリント・セクター規則 (OEFSR) に基づく場合にのみ可能となる（以下の説明を参照）。

近年では、環境製品宣言といったような、LCA ベースの製品宣言に対する需要の増加によって、比較可能な同じ領域の製品に対する宣言を行うための規則の必要性が同様に生じてきた。これら規則は、ISO 14025 では製品カテゴリー規則 (PCR) 、GHG プロトコル製品ライフサイクル会計・報告スタンダードおよび PAS 2050 の捕捉要求事項においては製品規則と定義されている。他の規則、例えば、BP X30 (フランス) 、SMRS (サステナビリティ・コンソーシアム : Sustainability Consortium) 、TS 0100 (日本) 、および今般の ISO 14067 といったものも、比較製品宣言⁷には PCR の利用を要求している。

組織レベルでは、サプライチェーンにおいて生じる環境影響の重要性に対する認識度が高まりつつある。GHG プロトコル事業者排出量算定報告基準 (GHG Protocol Corporate Standards) 、およびそのセクター別ガイダンス、あるいはグローバル・リポーティング・イニシアティブ (GRI) 指標などの基準・手法が作成された。EU レベルでは、環境管理・環境監査スキーム・セクター基準文書 (EMAS Sectoral Reference Documents) が、間接的影響に関するガイダンスを盛り込んでいる。ただし、組織レベルにおいて環境主張を作成した経験は有していない。

これらイニシアティブは、官・民の両行動主体から、そのような情報に対して要求が高まっていることを示唆するのと同時に、手法や特定ガイダンスは、多くの場合「似て非なるもの」であり、同じセクターに属する類似の組織間の比較を、十分な情報をもつて行う際の適用性が制限された

⁶ 製品および機関に対する既存環境フットプリント手法分析：提言、論拠、および整合、JRC, 2011, <http://ec.europa.eu/environment/eussd/pdf/Deliverable.pdf>

⁷ 製品カテゴリー規則策定ためのガイダンス、初期草案。2012. (Ingwersen, W., Subramanian, V. 編) 製品カテゴリー規則ガイダンス策定イニシアティブ <http://www.pcrguidance.org>

ものになっているという点での問題も提示している。さらには、手法・基準に固有の順応性が、手法の選択肢が一貫して作成されていない場合、単一組織のパフォーマンスを時間的に比較することを妨げることもある。

一貫性があり比較可能な情報は、ある組織のパフォーマンスの確立を要求するどのような応用に対しても重要であり、あるセクターの同業者（例：サステナビリティ指標、グリーン公共調達に対する使用可能性、パフォーマンス・リーグテーブル（ランキング））に適用する上で、もしくはパフォーマンス向上に基づいて決定がなされるような場合（例：環境パフォーマンスの向上に関わるインセンティブ、補助金のコンディショナリティ、非財務上のリスク管理に関する投資家による分析）において、それぞれ重要とある。

本ガイダンスは、このような課題への取り組みに貢献するものであり、類似の主要基準・イニシアティブにできる限り沿って書かれたものである。製品の環境フットプリント (PEF) 、および、必要に応じ、製品の環境フットプリントカテゴリー規則 (PEFCR) との一貫性により、PEF と OEF の両方を適用しようとする組織に対して、ツールと合理化プロセスとの補完性を確保できる。

1.3.1 本ガイダンス文書の目的と適用範囲

本ガイダンスは、2013 年、欧州委員会により開始される OEF パイロット段階の枠組みにおいてのみ用いるべきものである。OEF パイロット段階の目標は以下のようなものである：

- いくつかのセクターに対する組織の環境フットプリント・セクター規則 (OEFSSR) の策定プロセスの構築、および検証；
- OEFSSR を通じて OEF 調査を実施するための簡約化機会を特定し、利用する；
- 特に、製品に内在する影響および情報のトレーサビリティに関して、対費用効果の高い検証システムの構築；
- 組織の主要ステークホルダー（例：ビジネス・パートナー、投資家、行政府、NGO など）に対する情報が、その人たちのニーズに沿って「解釈が可能なもの」であることを確保する目的で、その情報が有用かどうかを検証する；
- 既存の LCA ベース基準の向上と整合に向けたサポート；
- 策定プロセスに関心を持つすべてのステークホルダーの関与を促進；

1.3.2. 他の基準・ガイダンス文書との関係

本ガイダンスは、以下のような関連文書から得られた要素のいくつかを盛り込んでいる：

- 組織の環境フットプリント (OEF) ガイダンス文書⁸
- 製品カテゴリー規則策定のためのガイダンス⁹
- ISO 14025:2006—環境ラベル・宣言—タイプ III 環境宣言—原則および手順 (ISO)
- BP X30-323-0:2011—日用品の環境ラベルに対する一般原則 (AFNOR, フランス)
- 温室効果ガス製品算定報告基準 (GHG プロトコル、2011)
- PAS 2050—製品・サービスのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定に関する規格 (英国規格協会 : BSI、2011)
- ISO 14064-1:2006 – 組織レベルでの温室効果ガス排出・除去の定量化、および報告に対するガイダンスについての規格
- ISO/DIS 14067—草案—製品カーボンフットプリント—算定及びコミュニケーションのための要求事項とガイドライン (2012 年 10 月より利用可能)
- ISO 14020: 2000 環境ラベル及び宣言—一般原則
- ISO 14021: 1999 環境ラベル及び宣言—自己宣言による環境主張 (タイプ II 環境ラベル表示)
- ISO 14040:2006 環境マネジメント—ライフサイクルアセスメント—原則及び枠組み
- ISO 14044:2006 環境マネジメント—ライフサイクルアセスメント—要求事項及びガイドライン
- ISO 14050:2006 環境マネジメント — 語彙
- ISO 17024:2003 適合性評価—要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項
- 2009 年 11 月 25 日付け、EU 環境管理・監査スキーム (EMAS) への組織による自主的参加に関する欧州議会・欧州連合理事会規則 Regulation (EC) NO 1222/2009 により、規則 Regulation (EC) No 761/2001、および委員会決議 Commission Decisions 2001/681/EC、ならびに 2006/193/EC が廃止となる。

1.3.3. 対象とする読者

本ガイダンスの対象読者は、2013 年に欧州委員会により開始される OEF パイロット段階の枠組みの中において OEFSR の策定に参加するすべてのステークホルダーを対象としている。

1.4. ガイダンスの改訂

本文書は EF パイロット段階において、定期的に改訂を行う。EF パイロット段階が完了次第、得られた教訓に基づき、本ガイダンスの最終バージョンが起草され、刊行の運びとなる。

⁸ 製品・組織のライフサイクル環境パフォーマンスの算定・伝達の共通の手法に関する欧州委員会推奨事項への付属書III

⁹ 製品カテゴリー規則ガイダンス策定イニシアティブ (Ingwersen, W., Subramanian, V. 編)
<http://www.pcrguidance.org>.

2. OEFSR 策定の準備

OEFSR は必ずしも必要なものではない。適用の種類によっては、OEFSR の利用は任意、推奨、もしくは義務のいずれかとなる。表 1 は、単に説明する上での事例として、OEFSR の要求の可否に関する適用事例を示したものである（表は網羅的なものと考えない）。挙げられた事例は指標に過ぎず、EF パイロット段階という背景においてのみ適用するものである。

表 1 : OEFSR の使用を必要とする／必要としないシナリオ

適用	OEFSR の利用		
	任意 “May”	推奨 “Should”	義務 “Shall”
組織内：組織の環境パフォーマンスの向上	✓		
比較・比較主張の <u>ない</u> 報告		✓	
比較・比較主張を <u>伴う</u> 報告			✓
OEF ガイドに準拠していると宣言されている OEF 調査	✓		

2.1 組織構成

EF パイロット段階調査への参加は、特定セクターに関心を持つすべてのステークホルダーにより行われる無償の活動である。考え得る最善の方法で作業を組織し、調整するため、以下のような組織構成が必要と考えられる：

- 技術事務局
- 運営委員会
- 技術諮問委員会
- EF 技術ヘルプデスク
- EF バーチャル諮問フォーラム (<https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/wikis/>に創設予定)

2.1.1. 技術事務局

技術事務局は以下の活動に責任を持つ：

- a) OEFSR 草案の起草全般に責任を持つ；
- b) OEFSR の策定プロセスに関わる指示のすべてを作成・維持し、伝達する；
- c) 既存の特定セクターに対するガイダンス、または必要に応じて PCR との調和を促進する；
- d) 議題の準備、招待状の発送、関係書類の起草、会議中の議事録の作成など、物理的な意味で諮問会議を企画する；
- e) 2.5.1 で規定された規則・时限に従ってバーチャル諮問期間を企画する。この業務は、OEFSR の章の起草、受け取ったコメントの回収と分析、および、コメントについてどのような対処がなされたかに関する分析の起草などを含む；

- f) EF バーチャル諮問フォーラムの運営をサポートする。この活動には、OEF パイロット段階セクター規則活動に関わる公開用の説明資料の起草、および OEFCSR 策定プロセスにステークホルダーとして関わる（個人名ではなく）機関名の公表などを含む。
- g) 本ガイダンスで求められる通りに、OEF スクリーニングが行われ、代表的なモデルが策定され、必要な OEF 算定がすべて行われていることを確実なものとする；
- h) EF バーチャル諮問フォーラムにおいて、OEFCSR 策定プロセスの間に諮問されるすべての文書のリストを定期的に更新する；
- i) 有能な独立検証者、および OEFCSR レビュー・パネル委員の選任を確保する。

EF パイロット段階において技術事務局の業務は、単独企業、単一の産業組合、単一 NGO、単一の加盟国の機関・国立機関・国際機関（例：欧州委員会）、複数の大学・研究機関が担当する場合がある。技術事務局が上記の機関の混成により構成されるのが望ましい選択といえる。

技術事務局では、セクター・コーディネーターが事務局長に就任する。セクター・コーディネーターの業務には、技術事務局の異なる業務の調整、物理的な諮問会議での議長役、ならびに運営委員会における技術事務局の代表としての任務などがある。

2.1.2. EF パイロット運営委員会

EF パイロット段階の間は、常に運営委員会が設置される。

以下のような行動主体が本委員会の参加を招請されることとなる：各パイロットから代表 1 名（製品グループ／セクター・コーディネーター）、欧州委員会から複数名の代表、環境 NGO から代表 1 名、消費者 NGO から代表 1 名、ヨーロッパ中小企業組合から代表 1 名、加盟各国（MS）¹⁰からの代表 1 名。欧州委員会が会議の議長を務め、会議の組織と運営に関わるすべての活動に責任を持つこととなる。運営委員会の各メンバーは、それぞれ 1 名の専門家の補佐を受けることができ、その専門家は技術諮問委員会のメンバーとして選任されることとなる。

運営委員会の役割は：

- a) 技術諮問委員会の表明した意見に基づいて、EF パイロット段階で策定された各 OEFCSR ・ PEFCR に対する代表的組織・製品の適用範囲および定義を承認する；
- b) 各 PEFCR ・ OEFCSR パイロットの進捗状況を監視する；
- c) 各パイロットから得られた課題・教訓に関する情報を交換する；
- d) 技術諮問委員会の表明した意見に基づいて、パイロットカテゴリー規則・セクター規則の実施に関わる（PEF ・ OEF ガイドを除く）あらゆる関係書類に施される変更点を承認する；

¹⁰ 欧州委員会は、統合製品政策（IPP）／持続可能な消費・生産（SPC）常任会議の既存メンバーに信任する意向である http://ec.europa.eu/environment/ipp/ipp_wg.htm

- e) EF パイロット段階に対する審査・検証要求事項を決定する；
- f) 最終公開諮問期間の開始前に、PEFCR・OEFSR の最終草稿を承認する（表 2 を参照）；
- g) いかなる齟齬も解決する。

運営委員会のいかなる決定も、可能な限り合意に基づいてなされるのが望ましい。投票が必要と認められる場合には、（欧州委員会も含む）代表者はそれぞれ 1 票を投じる権利を有し、単純多数決により決定がなされる。

運営委員会の決定が、PEF・OEF ガイドに含まれる一般要求事項に影響を及ぼす可能性がある場合は、これら変更は予め欧州委員会との間で合意を得なければならない。

2.1.3. EF 技術諮問委員会

運営委員会のメンバーは、各自専門家を一名ずつまで、運営委員会に対する技術諮問委員会のメンバーとして選任することができる¹¹。欧州委員会は、会議の議長役を務め、委員会の組織と運営に関する活動のすべてに責任を負う。

技術諮問委員会の役割：

- a) EF パイロット段階において策定された PEFCR・OEFSR それぞれに対する製品カテゴリー・部門の適用範囲について、運営委員会に対する支援を行う；
- b) 代表的製品・組織の特定方法、およびベンチマークの策定方法を含む（ただし必ずしもこれらに限定されない）異なる PEF・OEF パイロットカテゴリー規則・部門規則間の手法の一貫性を確保する。
- c) PEF・OEF 要求事項の実施に関わる問題に関する場合、運営委員会に対し技術的な助言を行う；
- d) 審査・検証要求事項に関する運営委員会の決定を支援する；
- e) 運営委員会の承認を得る前に、PEFCR・OEFSR の最終草案に対し意見を表明する。

2.1.4. EF 技術ヘルプデスク

欧州委員会は、EF パイロット段階の間は常時、外部技術ヘルプデスクを利用可能な状態にしておくこととなる。本ヘルプデスクの役割は以下のようなものである。

- PEF・OEF ガイドの適用に関する技術的支援を提供することで各カテゴリー規則・部門規則の活動を支援する、
- PEFCR・OEFSR 策定プロセスの特定の段階について、説明・支援を行う、
- EF パイロット段階において、特定の講習会を開催する、
- バーチャル諮問フォーラムを運営する、

¹¹ 専門家の選任は、指名によるものではない。つまり、運営委員会の各委員は、技術諮問委員会の会合において検討される議題に応じて、異なる人物を選任できるということである。

- (パイロット段階に参加する企業との非開示契約に署名することを含む) データマネージャーとしての役を務める。

2.1.5. EF バーチャル諮問フォーラム

専用ウェブサイト (<https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/wikis/> に作成される予定) が作成され、EF パイロット段階の間常時維持される。

EF バーチャル諮問フォーラムは、EF パイロットカテゴリー規則・セクター規則に関わる文書のすべてが保管され、各諮問段階が実行され、パイロットの進捗状況の定期的なコミュニケーションが行われる場である。各 OEFCSR・PEFCR に対し、個別の作業空間が開かれる。

バーチャル諮問フォーラムは、欧州委員会により運営され、EF 技術ヘルプデスクおよび技術事務局が積極的に関与することになる。

2.2. OEFCSR 策定に関するステークホルダー

OEFCSR の策定プロセスは、オープンで透明性のあるものとし、当該ステークホルダーとのオープンな諮問方式を盛り込むこととする。

ステークホルダーは、サプライチェーン・アプローチに従って関わるのが望ましい。OEFCSR に対する当該ステークホルダーは、資材供給業者、製造業者、事業者団体、購入者、利用者、消費者、政府代表、非政府組織 (NGO)、公的機関、および、妥当な場合、独立当事者ならびに認証機関を含む（ただし必ずしもこれらに限定されない）こともある。

2.3. OEFCSR の適用範囲の決定

OEFCSR 策定の主たる目的は、ある特定組織のパフォーマンスの対前年度比較、および同じセクター内の（同じような製品ポートフォリオを持つ）類似組織の比較・比較主張を可能にすることである。したがって、セクターの定義の際には、例えば、家具の生産業者との比較可能性を確保する必要があるということを考慮することが望ましい。これには（製品・組織の機能、もしくは分析単位が不可欠な場合）機能的アプローチが必要となる。このアプローチにより、当該セクターと NACE コードとの関連づけも可能になる。

セクターの定義を過度に狭義にすると、膨大な数の OEFCSR を策定する結果となってしまい、極端な場合、セクター規則をあまり意味のないものにしてしまう。同時に、同じ要求を満たす製品ポートフォリオを提供する異なる組織が互いに比較が可能であり、したがって同じセクターに属しているということが、境界によって確保されなければならない。OEF ガイドでは、NACE コード

について最低 2 枝のコード区分の設定を想定しており、そこから外れるものに関しては、セクターの特性に従い正当な理由を示さなければならない。

OEFSR 策定のため、セクターの適用範囲を定義する際に重要な問題は、NACE コードに従うと異なったセクターに属しているながら、製品ポートフォリオの一部が重複するような組織に関する OEFSR の一貫性をどのように管理するかという点である。例えば、皮革、および関連製品の生産業者 (NACE C15) と、衣料の生産業者 (NACE C14、皮革衣料を含む) は、皮革製品に関する限り、同じ割当規則を用いていることを確実なものとしなければならない。技術諮問委員会の支援のもとで、運営委員会は、このような一貫性を確保しなければならない。

OEFSR は、セクターの定義と、製品ポートフォリオの説明を盛り込まなければならぬ。結果を比較可能なものにするため、セクターの定義に際しては、できる限り具体的であり、あるセクター内の組織が通常対象とする NACE コードのすべてを含んでいることが重要である（例：通常、布地の染色が衣料生産業者の活動の一部である場合、NACE コード 13 とコード 14 を含まなければならない）。ISO 14044 で推奨されているように、分析単位の比較に、いかなるシステムの付加的な機能も考慮されていない場合は、このような省略に関しては説明がなされ、記録を残さなければならない。

OEFSR のもとで、組織をグループ分けするための一連の活動を特定するためには、判断基準をいくつか考慮することが望ましい：

- ・当該組織が類似の商品・サービスを提供するのが望ましい；
- ・それら組織の活動に関わる当該環境影響が、類似した一式の環境フットプリントカテゴリー・手法、およびその他の指標により説明が可能である；
- ・それら組織は、類似の組織境界を有し、製品インプットにおいて十分に類似したプロファイルに基づいていることが望ましい。

新規 OEFSR に対する領域提案は、初回の物理的諮問会議で検討され、合意されることとする。

2.4. 新規 OEFSR 策定前に行うべきステップ

新規 OEFSR の策定に取りかかる前に、技術事務局は、既存のセクター別ガイダンス・規則（以降：セクターガイダンス）、もしくは、適切な場合、製品ポートフォリオを対象とする PCR¹²を特定するための徹底的な調査を実施しなければならない。

¹² 例えば、PCR リポジトリは、<http://pcr-library.edf.org.tw/index.asp> に見られる。

OEFSR の土台として用いるのに適切な既存のセクターガイダンスが何も見つからない場合、技術事務局は、当該 OEFSR を「ゼロから」策定しなければならない。ただし、技術事務局が、一つ以上のプログラムにおいて、セクターガイダンスが同一、もしくは重複するセクターに対して存在しているのに気づいた場合、事務局は、本ガイダンスおよび OEF ガイドで定められた基準に照らして、既存のセクターガイダンスの一貫性を確認するための分析を行わなければならない。既存のセクターガイダンスの評価が必要となるのは、それらが OEFSR の策定に対する土台として用いるのが望ましいかどうかについての判断が可能となる段階までののみである。OEFSR に対する土台として適切な文書についてのみ、必要な細目とともに、さらなる評価が必要となる。

この分析結果に基づいて、既存のセクターガイダンスが OEF の要求事項と完全に一致している場合、既存文書は、同一セクターに対する OEFSR として用いられ、必要に応じて追加要素（例：追加環境情報）とともに用い、後者を補完するものとする。偏差が多数存在する場合には、EF バーチャル諮問フォーラムにアップロードすべく、主要な違いを報告書に記録することとする。OEFSR 策定プロセスは、既存のセクターガイダンスを適合させ、OEF 要求事項および本ガイダンス文書の要求事項と既存セクターガイダンスとを完全に一致させることになる¹³。

特にこの整合プロセスは、以下のような主要要素に渡って行う必要がある： (1) データの整合、(2) OEF および OEFSR 策定のための追加要求事項、(3) OEFSR 関連の手続き。

- (1) データの整合。データは、OEF ガイドに従った共通の定量化品質要求事項を満たす必要がある。これは、一次データ（データ収集に関する規則）および二次データに対して有効となる。可能な限り、特定のデータセット（もしくは品質要求事項を満たすデータベース）を用いなければならない。地理的領域、時間的代表性、およびテクノロジーに関わる特異事情は、OEFSR において認識し、対処しなければならない。
- (2) 規則の整合。既存のセクターガイダンス文書にあるすべての規則、例えば分析単位の規格、調査範囲、資源利用・排出プロファイル、割当規則、環境フットプリント影響評価、および追加情報に対する規則などは、OEF ガイドと一貫していなければならない。関連するセクターに対する OEFSR（存在している場合）との一貫性も考慮されることになる。
- (3) 手続きの整合。既存セクターガイダンスの策定・審査に対する要求事項は、OEFSR 要求事項とは同一でないまでも、これと同等のものであることとする。

¹³ 改作された PEFCR は、元のセクターガイダンス・プログラムを参照することが望ましい。

他の一つ以上のプログラムのセクターにおいてセクターガイダンスが存在する場合は、技術事務局が他のプログラム運営者に連絡をとり、OEFSR 策定プロセスへの参加を要請しなければならない。

2.5. OEFSR 策定のプロセス

OEFSR の策定は、関与するすべてのステークホルダーを巻き込んだ、オープンで透明性の高い諮問プロセスに基づかなければならぬ。策定プロセスを通じて、合意に達するために相応の努力がなされることが望ましい (ISO 14020:2000)。

オープンな諮問・参加プロセスを含むことは、ありとあらゆるステークホルダーが積極的に OEFSR 策定プロセスに寄与し、策定段階の OEFSR に関して意見を表明する機会を確保する一助となり、したがって、最高度の透明性を持った当該専門知識をすべて考慮した策定プロセスを構築することになる。

2.5.1. 策定プロセスの時限

準備作業を行った後に、OEFSR 策定の期間を (OEFSR レビューを含み) 最大で 24 ケ月に制限するため相応の努力を払わなければならない。表 2 は、新規 OEFSR の策定のための参考時限である。2 件の物理的会合と、2 件のインターネットベースの諮問段階が必須と思われる一方、各技術事務局は、表 2 で報告されている時にできる限り沿うように事務局自身の作業予定をとりまとめる必要がある。時限が大きく逸脱する際には、運営委員会において検討され、合意を得ることが望ましい。

表 2 : OEFSR 策定のための参考時限

活動内容	参考時限 ¹⁴
既存のセクターガイダンスおよび適用範囲定義の分析 + 代表的組織に関する規定案	予備作業
初回物理的諮問会議 (適用範囲 + 代表的組織に関する規定案)	3 ケ月目
初回物理的諮問会議の結果分析	4 ケ月目
初回物理的諮問会議に関するフィードバック	5 ケ月目
運営委員会 : 適用範囲、および代表的組織・製品ポートフォリオの規定を承認	
スクリーニングのためのモデルの規定	5~6 ケ月目
OEF スクリーニング (影響評価、解釈および結論、報告)	5~8 ケ月目
OEF スクリーニングに基づいた OEFSR の起草	9~10 ケ月目
初回公開諮問会議 (OEF スクリーニング結果、および OEFSR 草案、追加環境情報)	10 ケ月目
初回公開諮問会議からのコメント分析	11 ケ月目
初回公開諮問会議に関するフィードバック	12 ケ月目
最終 OEFSR の起草	13~14 ケ月目

¹⁴ 他に言及がない限り、「月 (month)」は、月末を意味する。

第2回物理的諮問会議（ブリュッセル、最終 OEFSR、OEFSR の時限有効性などに関する）	14 ケ月目末
第2回物理的諮問会議でのコメント分析	15 ケ月目
第2回物理的諮問会議に関するフィードバック	16 ケ月目
運営委員会：OEFSR 最終草案の承認	
OEFSR 裏付け調査、比較の実現可能性に関する結論を含む	17～21 ケ月目*
運営委員会：比較の実現可能性に関する結論の承認	
第2回公開諮問会議（最終 OEF の結果、比較が OEFSR、ベンチマーク、パフォーマンスクラスなどにより裏付けられた場合）	22 ケ月目
第2回公開諮問会議でのコメント分析	23 ケ月目
第2回公開諮問会議に関するフィードバック	24 ケ月目
OEFSR 最終草案の審査	20～23 ケ月目
審査でのコメント分析、および（必要であれば運営委員会の助力により）審査コメントのフィードバック	23 ケ月目
OEFSR 最終草案の修正+すべてのフィードバックの要約	23～24 ケ月目
最終 OEFSR の公開	24 ケ月目

* 参考時限は 3 つの OEFSR 裏付け調査を考慮する。さらに多くの調査がなされると、参考時限は結果として変更となる可能性がある。

本時限は、PEF・OEF パイロットカテゴリー規則・部門規則調査の第 1 弾終了時（2015 年末）に修正される予定。

2.5.2. 濟問プロセス

欧州委員会は策定中の（もしくは策定予定の）すべての OEFSR のリストを公表する¹⁵。さらに、当該情報、PEF・OEF パイロットカテゴリー規則・セクター規則に関するすべての新着情報も、ニュースレター、特設の Facebook ページ、および Twitter アカウントで配布される。

各技術事務局は、すべての当該ステークホルダーを特定し、公開諮問プロセスによる OEFSR 策定に参加するよう要請しなければならない。また、様々なステークホルダーの参加を可能にするため、彼らの役割を明白でオープンなものとしなくてはならない。

各技術委員会は、連絡のやり取りや対応を行ったステークホルダーの記録を作成し、保持しなければならない。EF バーチャル諮問フォーラム (<https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/wikis/> に設置予定) を通じたインターネットベースの参加プロセスの利用をサポートできるように、公開諮問の手続きを準備しなくてはならない。

EF バーチャル諮問フォーラムを通じたインターネットベースの公開諮問は、世界の様々な地域のステークホルダーの参加を広げる役割を担う。また、EF バーチャル諮問フォーラムの利用は、NGO、

¹⁵ この情報は、http://ec.europa.eu/environment/eussd/smgp/product_footprint.htm で入手可能である。

SME、開発途上国・環境グループの代表など、会合への出席が困難な当事者の参加を促進するという利点も持っている。

二度の公開物理的会合を開催しなくてはならず、一度は、OEFSR プロセスの開始時(主には OEFSR の適用範囲を検討するため)、もう一度は、プロセスの終了時(主には最終 OEFSR を検討するため)に開催することとする。

当事者達は、審査のための十分な時間を与えられた上で、使われている情報の詳細・情報源を評価しなければならない。諮問プロセスでは、コメントを寄せる当事者達のコメントが検討され、回答が得られるよう努めなければならない。特に、技術委員会は、各諮問機関の終了時に、また最終諮問段階の開始前にいつでも、受け取った主なコメント、およびそれらがどのように対処されたかを記述した文書を作成し、EF バーチャル諮問フォーラムで公開しなければならない。

できあがった OEFSR 草案に対する公開諮問およびコメントは、コメントの提出にあたって、最低 30 日間の猶予期間を持たせなければならない。

2.5.3. OEFSR の代表性

以下のような条件がすべて満たされる場合、OEFSR はセクターを代表するものと考えられる：

- 1) ある特定のセクターを担当する技術事務局が、EU 市場の（年間総売上高に関して¹⁶⁾ 少なくとも 75% を網羅する主要競合企業、もしくはその代理人（例：業界団体を通じて）に対して、OEFSR 策定プロセスに寄与するよう要請してきた。EU 市場の（年間総売上高に関して）10%以上に寄与しているすべての企業が、要請を受けている。
- 2) プロセス全体に参加する業界ステークホルダー（一企業もしくは／および業界団体としての生産業者・輸入業者）が、EU 市場の（年間総売上高に関して）少なくとも 51% を占めている。ステークホルダーの参加は、プロセスへの貢献度、および／もしくは会議への参加度を基準に判断されることになる。
- 3) 技術事務局が、特に中小企業、消費者・環境団体、またはそれらの代表者に関連して、幅広いステークホルダーを、OEFSR 策定プロセスに参加要請し関与させてきた。

¹⁶ ヨーロッパ統計データ (Eurostat data) [産業用年次詳細事業統計 \(Annual detailed enterprise statistics for industry\)](#) に基づく

3. OEFSR に要求される要素

3.1. OEFSR の構成

OEFSR は、OEF の要求に合わせて改変された、製品カテゴリー規則策定のためのガイダンス¹⁷で提言されている構成に従うのが望ましい。本構成と異なるものについては、適切に正当な理由づけがされなければならない。必要に応じて（例：該当する場合、クラスパフォーマンスなど）追加要素が加わることになる。

3.2. OEFSR 策定のための手順

OEFSR を策定する際に従わなければならない段階がいくつか存在する。各段階を実行する手法は、各技術事務局の技術的責任のもとにある一方、すべての段階が、当該ステークホルダーをともなった一つの諮問段階の一部でなければならない。

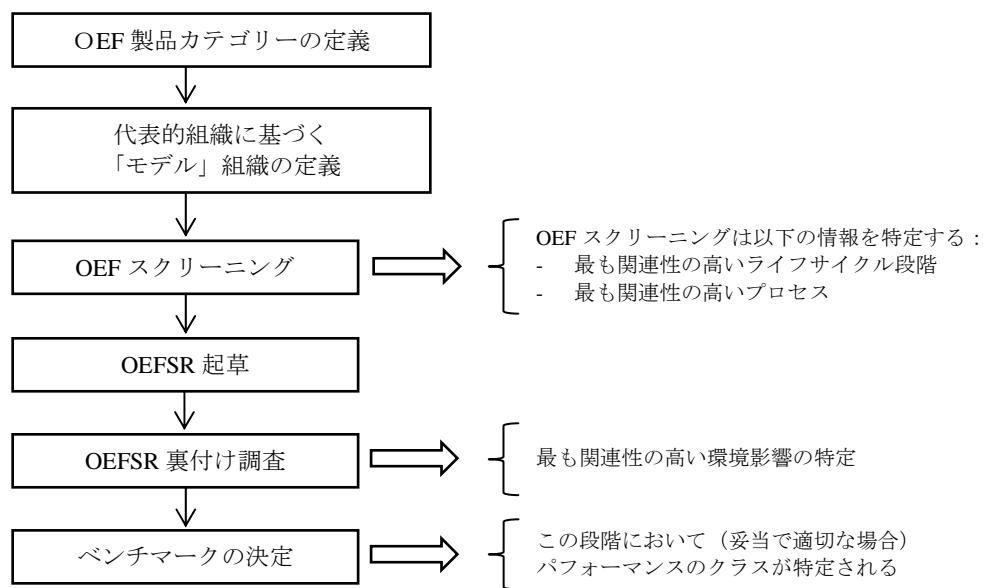


図 1 : OEFSR 策定に対して従うべきステップ

3.3. セクターの適用範囲と分類

OEFSR は、記述的言語、および関連 NACE コード・製品ポートフォリオの両方を用いて、規則が適用される OEF セクターを明記しなくてはならない。OEFSR の対象となっていない NACA コード・製品ポートフォリオは、（セクターが類似のものである場合の明確化のため）明確に記載しなくてはならない。

¹⁷ 製品カテゴリー規則ガイダンス策定イニシアティブ (Ingwersen, W., Subramanian, V. 編)
<http://www.pcrguidance.org>

3.4. 製品「代表的モデル」の定義

OEFSR の適用範囲に合意がなされた際には、技術事務局は、EU 市場に存在し、目下の OEF セクターに属している代表的組織の「モデル」を策定しなければならない。

「代表的組織」とは、EU 市場で活動中の実在の組織である場合もそうでない場合もあり得る。特にセクター内のテクノロジー、および製品ポートフォリオの構成が多様な場合、「代表的組織」とは、すべての実在テクノロジーのうち、製品ポートフォリオを基準として用いた、EU での販売数に重み付けられた平均的特徴を備えたバーチャルな（非実在）組織となる。一方で、例えば、市場および技術的情報が不完全な場合には、技術事務局が「代表的組織」を具現化するような実在の組織の選定を決定することもある。技術事務局は、「代表的組織」モデルを定義する際に講じた措置をすべて記録し、（必要な場合に）データの秘匿性を保持する最適な措置を講じながら収集した情報を報告することが望ましい。

この選定は、初回諮問会議に置いて、関係ステークホルダーと検討しなければならない。

「代表的組織」モデルの報告書は以下のようないくつかの要素を含むのが望ましい：

- 製品ポートフォリオの説明
- 材料表 (BOM : Bill of materials) 適宜
 - ライフサイクル全体を網羅するシステム境界ダイアグラム¹⁸；
 - 輸送システムに関連する想定；
 - (妥当な場合) 使用シナリオに関する想定；
 - (妥当な場合) 寿命末期 (EoL) に関する想定。

代表的組織「モデル」は、初回物理的会議の際に、提示され、関連ステークホルダーとともに検討することが望ましい。モデルおよびモデリングの想定は、スクリーニングの実践に対する土台となり、スクリーニングの結果、および次の諮問段階で受け取ったコメントに基づいて再考されることになる。

¹⁸ システム境界は、一般的なサプライチェーンの論理に従い定義しなければならない。これは、当該組織の製品ポートフォリオに関連する現地レベル（直接的）・上流（間接的）での活動を最低限含まなければならない。OEF 境界は、通常、製品ポートフォリオの原材料の獲得から、精製、生産、流通、貯蔵、使用段階、寿命末期 (EoL) 処理までの、サプライチェーンのすべての段階（すなわち、ゆりかごから墓場まで (cradle-to-grave)）を含まなければならぬ。定義された OEF 境界内のプロセスはすべて考慮しなければならない。下流での（間接的）活動が除外される場合（例：中間製品・使用後の処理が決定できない製品などの使用段階）、明確な理由付けがなされなければならない。

3.5. OEF スクリーニング¹⁹

OEF スクリーニングが必要であるのは、それが、データ収集活動および、OEFSR 裏付け調査に対するデータ品質の優先順位の的を絞る上で寄与するためである。スクリーニングは、技術事務局が「代表的組織」に基づき行わなければならない。

OEF スクリーニングの目的は、以下の主要情報を前もって特定することである：

- 最も関連性の高いライフサイクル段階；
- 最も関連性の高いプロセス。

技術事務局は、例えば環境を含めたインプット／アウトプット (EEIO) のようにトップダウンのアプローチを用いて、スクリーニング調査を実施することも求められる。このような場合、もししくは、技術事務局によって提案された別のアプローチに対しては、スクリーニング調査は、基本アプローチ (OEF ガイドで説明されているようなボトムアップ型 LCA ベースのアプローチ) とともに実施し、両方の調査結果を比較しなければならない。

スクリーニングのために選定した手法は、文書化し、運営委員会と検討することが望ましい。

スクリーニングは、入手可能な OEF ガイドの最新バージョンで定義されているデータ品質要求事項を満たした、容易に入手可能な（例えば、商用データベースからのライフサイクルインベントリーデータベースなど）一般的データから始めることになる。特に、スクリーニング段階において、各 EF 影響領域で“試算した影響への寄与度か”少なくとも 90% を占めるデータは、専門家による定性的判断において少なくとも質的に「可」の格付けを得ていることか“求められる。参加するすべてのステークホルダーに対して、技術事務局からのコミュニケーションとフィードバックがある反復型のアプローチにおいては、モデルとデータの正確性および代表性が向上することになる。モデルは、盛り込むべきプロセス・活動の導入により調整される。第一段階で用いられる一般データは、プロセスの進行中に、具体的データ、およびより代表性の高い（具体的な）他のデータベースと置き換えられる。

スクリーニングの結果は、感度分析の対象となり、OEFSR 審査プロセスの一部となることが望ましい。

3.6. OEFSR 草案

OEF スクリーニングおよび公開諮問の結果に基づいて、技術事務局は、OEFSR 草案を作成しなければならない。

¹⁹ OEF スクリーニングに関する要求事項は、OEF ガイドに盛り込まれたものとは完全には一致していない。このような違いは意図されたものであり、OEF パイロットプロジェクトにおいてのみ許容される。

OEFSR 草案は、OEFSR 裏付け調査を実施するための指針文書となる。

3.6.1. 目標および適用範囲

OEF ガイドのセクション 3、および 4.1 を参照されたい。

3.6.2. 分析単位および製品ポートフォリオ

OEF ガイドのセクション 4.2、および 4.3 を参照されたい。

OEFSR には、明確に定義された製品ポートフォリオを盛り込み、そのポートフォリオは、分析単位（組織）と一貫性があり、当該組織に対する資源利用・排出プロファイル（インベントリー）策定の土台として用いられるものでなければならず、当該プロファイルは、当該組織による製品ポートフォリオの提供にともなうインプット・アウトプットフローに等しいものとなる。

3.6.3. システム境界

OEF ガイドのセクション 4.4 を参照されたい。

OEFSR は、OEF スクリーニング段階の結果に従ってシステム境界を規定しなくてはならない。OEFSR 裏付け調査は、最も関連性の高いライフサイクル段階・ユニットプロセスに限られることが望ましい。

システム境界を視覚化したフローチャートと同様に、考慮すべき／すべきでないものを明示する表を作成することが望ましい。

3.6.4. 資源利用および排出プロファイルデータ

OEF ガイドのセクション 5、およびその中のサブセクションを参照されたい。

OEFSR は、下記のものに関する仕様を含む、資源利用および排出プロファイルの収集に対する一種類以上の例を盛り込むことが望ましい。

- 活動・プロセスの内容一覧；
- 単位；
- 基準フローの名称。

正規化されたデータ収集・報告を確保するため、これらの要素を複数のサプライチェーン段階・プロセス・活動に適用できる。OEFSR では、上流、組織境界内 (gate-to-gate) 、もしくは下流の各段階に対し、OEF ガイドよりも厳格なデータ要求を規定してもよい。

OEFSR が、標準の「ゆりかごから墓場まで (cradle-to-grave)」（例：OEFSR は「ゆりかごから出口まで (cradle-to-gate) 境界を規定している」のシステム境界から離れるよう求める場合、OEFSR

では、資源利用・排出プロファイルの中でどのように原料・エネルキギのバランスを計上すべきかについて規定しなければならない。

諮問プロセスの終了時には、OEFSR 裏付け調査に基づいて、OEFSR は各当該プロセスに対して、OEF プロファイルの算定にどの物質を含むべきかを明確に特定しなければならない。OEFSR は特に、以下のようなものも特定しなければならない；

- 盛り込むべきプロセス・活動；
- 特定のデータをどのプロセスのために収集しなければならないか；
- 資本財の想定耐用年数；
- データ収集のための規格、例えば、データ収集の場所（国内、国外、特定の工場、など）、データの収集期間（年、季節、月、など）、設備間の平均データなど；
- 「追加環境情報」として報告が必要な地域限定のデータ；
- 例として、特定活動のデータを測定するためなど、特定データ品質要求事項；
- 一般データの使用が、特定データの入手が可能でない物質に対する近似値として認められる場合；
- 実際の物質と一般物質との間に求められる類似性の程度；
- 必要な場合、複数の一般データセットを組み合わせること；
- データギャップを埋め合わせる詳細なガイダンスの提供。

規定のシステム境界内のライフサイクルに関わるすべての資源利用と排出量は、OEF ガイドの附属書 IV に書かれているとおり、国際基準ライフサイクルデータシステム(ILCD)の名称と属性を用いて文書で示さなければならない。あるフローを表す名称・属性が ILCD にない場合、技術事務局は適切な名称を作成し、そのフローの属性を文書で示さなければならない。

3.6.5. 寿命末期 (EoL: End of Life) のための数式

EF パイロット段階の枠組みにおいて、製品の多機能性を扱う際、OEF の手法に対して付属書 V に示されている EoL 数式を基本アプローチとして常に用いなければならない。

代替数式も基本アプローチに対する「追加的」なものとして検証されることもある。検証すべき数式で可能性のあるものの非包括的リストは以下に示したものである：

$$1) \quad \left(1 - \frac{R_1}{2}\right) \times E_V + \frac{R_1}{2} \times E_{recycled} + \frac{R_3}{2} \times \left(E_{recyclingEoL} - E^* V \times \frac{Q_S}{Q_P} \right) + \frac{R_3}{2} \times (E_{ER} - LHV \times X_{ER,heat} \times E_{SE,heat} - LHV \times X_{ER,elec} \times E_{SE,elec}) + \left(1 - \frac{R_2}{2} - \frac{R_3}{2}\right) E_D - \frac{R_1}{2} \times E^*_D$$

2) 100:0 アプローチ

(例：クローズドループシステムリサイクルに対する EN 15804:2012, BPX 30-323-0)

$$EF = (1 - R_1) \times E_V + R_1 \times E_{recycled} + R_3 \times (E_{ER} - LHV \times X_{ER,heat} \times E_{SE,heat} - LHV \times X_{ER,elec} \times E_{SE,elec}) + (1 - R_2 - R_3) \times E_D$$

- 3) 0:100 アプローチ (例: 原材料市場が不均衡な場合のオープンループシステムリサイクルに対する BPX 30-323-0) :

$$EF = E_V + R_2 \times \left(E_{recyclingEoL} - E^*V \times \frac{Q_S}{Q_P} \right) + R_3 \times (E_{ER} - LHV \times X_{ER,heat} \times E_{SE,heat} - LHV \times X_{ER,elec} \times E_{SE,elec}) + (1 - R_2 - R_3) \times E_D$$

代替数式も検証がなされる場合、技術委員会により感度分析も実施され、結果は記録し、諮問段階において検討しなければならない。

3.6.6. 環境フットプリント影響領域

OEF ガイドのセクション 6、およびその中のサブセクションを参照されたい。

OEFSR 草案には影響領域がすべて盛り込まれて（したがって、OEFSR 裏付け調査に用いられて）いなければならない。OEFSR 裏付け調査の結果に基づいて（3.7 参照）、対処すべき影響領域の（削減された）最終的な数が、最終 OEFSR で規定されることとなる。

3.6.7. 追加環境情報

OEF ガイドのセクション 4.6 を参照されたい。

3.6.8. データ品質要求事項

データ品質要求事項は OEFSR においては明確に規定しなければならない。データ品質要求事項は（OEF ガイドのセクション 5.6 に記述されているように）特定データ²⁰にも、一般データ²¹にも適用される。

OEFSR は、データ品質の評価のために（デフォルト基準に対して）追加基準を規定することもある。さらに、OEFSR は、検討対象の製品カテゴリーに適切な場合、より厳格なデータ品質要求事項を規定することもある。

OEFSR は、技術的・時間的・地理的代表性に関連して、どのデータ品質スコアを指定すべきかを規定しなければならない。これらデータ品質要求事項も、OEFSR レビューの一部でなくてはならない。

3.6.9 二次データ

OEFSR は、OEF プロファイルの算定に用いる二次データ情報源を特定しなければならない。

EF パイロット段階で策定されるすべての OEFSR に対して、二次データは以下のようない形態で提供されなければならない（階層的順序）：

²⁰ 特定データとは、ある特定設備、もしくはある一式の特定設備における活動に典型的な、直接計測された、もしくは収集されたデータのことである。

²¹ 一般データとは、直接収集、測定、もしくは試算したものではなく、OEF ガイドの品質要求事項に準拠する第三者のライフサイクルインベントリーデータベース、もしくは他のソースなどのから得られるデータのことである。

1. OEF 品質要求事項に準拠する無償・公開 LCA データベースに対する参考として；
2. OEF 品質要求事項に準拠する商用 LCA データベースに対する参考として；
3. OEF 品質要求事項に非準拠の無償・公開 LCA データベースに対する参考として；
4. OEF 品質要求事項に非準拠の商用 LCA データベースに対する参考として。

上記の階層とは異なるものは、OEFSRにおいて正当な理由を示さなければならぬ。他のいかなる二次的データソースも使用してはならない。

3.6.10 データの秘匿性管理

OEFSR の策定途中で収集されるビジネスデータは、競争的なビジネス上の側面、知的財産権、もしくは法的制限により、秘匿性を有している。このような秘匿データはいかなる状況においても公開してはならない。

策定段階で集められるデータの収集・管理は、EF 技術ヘルプデスクによりとり行われる。業界ステークホルダーの求めがある場合、ヘルプデスクは、データ非開示契約に署名することになる。OEFSR 策定段階においては、ステークホルダーは、提供されたデータが、OEFSR 策定段階の間にどのような形態で公開されるかについて合意しなくてはならない。

3.7. OEFSR 裏付け調査

技術事務局は、参加者・ステークホルダーに対して、(OEF スクリーニングに加えて) 少なくとも 3 つの OEF 調査を行うよう勧めなければならない。これら OEF 調査は、入手可能な OEF ガイドの最新バージョン、および、すべての環境影響領域を含み、ライフサイクル段階・プロセスに関してすべてを網羅した OEFSR 草案²²に盛り込まれた特定の要求事項に準拠するものである。これら調査は、これ以降 OEFSR 裏付け調査と呼び、既存の実在組織に基づいていなくてはならない。

OEFSR 裏付け調査の目標は、OEFSR 策定、および対象読者に対しての裏付けの証明として行われることを明記しなければならない。調査結果が、常に、公開予定の比較・比較主張を裏付ける OEFSR ために用いられるであろうという前提のもとで、この調査を行うことが望ましい。

OEFSR 裏付け調査は、OEFSR 草案の検証、最も関連性の高い環境影響の特定、ベンチマークの環境パフォーマンス、および（妥当な場合は）OEFSR 適用範囲の特定製品カテゴリーに関連する環境パフォーマンスのクラスを精緻にするなどの目的で用いられる。

²² OEF ガイドと本ガイダンス間で矛盾する要求事項がある場合は、運営委員会と欧州委員会との間で（ケースバイケースで）特段の合意がない限り、前者が後者に対して優先する。

技術委員会は、OEFSR裏付け調査に基づいて、当該OEFSRが組織間の比較を裏付けているか（したがって、パフォーマンスクラスを含んでいるか）否かに関する提案書を提出し、運営委員会の決定に委ねなければならない。運営委員会は、技術諮問委員会の関与のもとに、決定を行わなければならぬ。

この決定は、同一セクター内で活動する組織間の違いの大きさ、およびOEFパフォーマンス情報の過度の不確実性というようなファクターに基づいてなされる。

OEFSRが組織間の比較を裏付けているか否かに関する決定は、OEFSRレビューの対象としなければならない。

運営委員会が、当該OEFSRは組織間の比較を裏付けていないと結論付けた場合、この特性に関連し、以下で概説されるステップを実行してはならない。

3.7.1. 最も関連性の高い影響領域の特定

OEFSR 裏付け調査の結果は、最も関連性の高い環境領域を特定するために用いられる。この選定は、要因分析の結果に基づいて、また、正規化・重み付けなどの要素を適用して行われる。（3.7.2. 参照）

報告目的のため、OEFSR裏付け調査の結果、および利用可能な追加環境情報に基づき、また、諮問段階で回収されたコメントも考慮した上で、対象とする影響領域の数を決定しなければならない。中間製品を生産しているセクターに対しては、すべての環境領域を対象としなければならない。下された選択、および本一般規則から逸脱しているものに対する論拠は、最終OEFSRにおいて適切に理由付けされなければならない。

3.7.2. 正規化、および重み付け

OEF パイロット・セクター規則調査の枠組みの中で、正規化・重み付け要因の使用を検証する。

用いるべき正規化要因に関しては本ガイダンスの付属書 I で示されている。

一連の重み付け要因について欧州間で合意が得られるまでは、すべての影響領域は同じ重みを持たなければならない（重み付け要因=1、以降基本アプローチ）。

代替重み付けアプローチも、基本アプローチと比較して、「追加的」なものとして検証することもできる。代替重み付けシステムを検証する場合、感度分析を実施し、結果は文書化し、諮問段階において検討しなければならない²³。

3.8. 環境パフォーマンスのベンチマーク・クラスの特定

OEFSR 裏付け調査（すなわち、「代表的組織」モデルの PEF）の結果は、選択した EF 環境領域に対して、当該セクターの環境パフォーマンス・ベンチマークの土台として用いられる。

OEFSR は、OEFSR 裏付け調査の結果、および諮問段階の間に集められたコメントに立脚し、セクターに共通する不確実性を説明するものでなければならない。また、比較・比較主張において、結果が著しく異なっているようには映らないような範囲を特定することが望ましい。

環境パフォーマンスのクラスの特定は必ず行わなければならないが、OEF パイロット・セクター規則段階の間での使用は任意であることに変更はない。

EF パイロット段階の枠組みの中において、各技術事務局は、5 クラスの環境パフォーマンス (A から E のクラスで、A が最良パフォーマンスクラス) を規定することが望ましい。ベンチマークは常にクラス C を示すことになる。残りのクラスの規定については、影響領域によって異なるベンチマークの結果からの（不確実なものも含む）推定差幅、およびクラス組織に期待される環境パフォーマンスの最良と最悪のものの推定を考慮したうえに基づくのが望ましい。既存の利用可能な最善手法の参考文書 (BREF)、EU 法、および ISO タイプ I ラベルは、技術事務局がクラスパフォーマンスでの最良のものと最悪のものを規定するのに用いることができる情報源の実例である。

ベンチマークの特定、および環境パフォーマンスクラスについての関連するあらゆる前提は、すべて文書化し、公開諮問プロセス、および審査プロセスの一部としなくてはならない。

3.9. 追加環境情報要求事項

あるセクターに関連する潜在的環境影響は、OEF ガイドで用いられ、広く受け入れられているライフサイクルベースの EF 環境評価領域・モデルを大きく逸脱する可能性もある。これら環境影響も適宜盛り込むことが重要である。

²³ この状況においては、CMLによる指標作業に関係して最近公表された報告書が、影響領域の重み付けに対処するためのさらなるオプションを特定する上で役立つ。それら報告書は、次のURLで参照することができる。

<http://lct.jrc.ec.europa.eu/pdf-directory/ReqNo-JRC67216-LB-NA-24985-EN-N.pdf>

EF 影響領域のデフォルト基準、もしくはデフォルト影響評価モデルが、評価対象組織の潜在的環境影響を適切に網羅しきれない場合、すべての関連する（定性的・定量的）環境要因は、追加的に「追加環境情報」に盛り込まれなければならない。ただし、これらは、デフォルト EF 影響領域の必須評価モデルに代わるものとなってはならない。

追加環境情報は、定量的・定性的である場合があり、環境問題にのみ関連していなければならぬ。組織の環境パフォーマンスに関連していない情報・指示を盛り込んではならない。同様に法的 requirement に関連する情報も盛り込んではならない。

見込み追加環境情報の非包括的リストについては、OEF ガイドのセクション 4.6 を参照されたい。
追加環境情報は以下のようなものでなければならない：

- ISO 14020、および ISO 14021:1999 の第 5 条に従い、実証され、かつ審査を受けたか、または検証された情報に基づく；
- 具体的で、正確、かつ誤解を与えない；
- 特定の OEF セクターに関連している。

追加環境情報の類型、任意性もしくは義務性、および開示・コミュニケーション段階という状況での妥当性は、技術事務局により提案され、公開諮詢段階および OEF プロファイル審査の構成要素でなくてはならない。

3.10. 開示、およびコミュニケーション

OEF ガイド、もしくは利用可能であれば、特定の OEFSR に準拠して実施された OEF 調査の結果は、「OEF プロファイル」と呼称する。OEF プロファイルに盛り込まれた情報が比較・比較主張のために用いられている場合、OEFSR が特定セクターに対して存在する際は必ず、OEFSR 要求事項を満たさなければならない。

OEF プロファイルは、対象読者、およびコミュニケーションの目標に応じて、伝達形態が異なることがある。特に OEF プロファイルは、OEF 外部コミュニケーション報告書（例：独立型 OEF 報告書、サステナビリティ報告書の一部として提供される OEF 情報、ステークホルダー・投資家アンケートへの回答）もしくは OEF パフォーマンス追跡報告書を通じて伝達され得る²⁴。

OEF パイロット・セクター規則調査という背景において、OEFSR は、対象読者に応じてどのように情報に狙いを定めるか、もしくは、適切な場合、対象読者（例：投資家）が自分たちの必要に

²⁴ 様々なコミュニケーション手段は ISO/DIS 14067.2（2012 年 10 月）から着想を得たものである。

応じてどのように情報を解釈できるかということを説明する特定セクションを含んでいなければならぬ。このセクションは、各技術事務局が主導する諮問プロセスの一部となる。

このセクションは、さらに、パイロット段階の最終段階で検証される。パイロットのこのような要素に関する詳細については、後の段階で示されることになる。

3.10.1. OEF 外部コミュニケーション報告

OEF外部コミュニケーション報告書は、サステナビリティ報告書の一部としてもしくは独立型報告書として用いられるかを問わず、OEFガイドのチャプター8で示されている報告要素をすべて盛り込まなければならない。OEF情報が、ステークホルダー・投資家アンケートに基づいて提供されている場合、投資家提供のテンプレートを用いることもできる。

標準報告要求事項から逸脱するもの、ならびに、例えば応用タイプ・評価中の組織のタイプなどに応じた、追加・識別化報告要求事項は、技術事務局により提案され、その理由を明示しなければならない。

OEFSR は、OEF の結果が、選択したライフサイクル段階のそれぞれに対して個別の報告が必要かどうかを規定しなければならない。

3.10.2. OEF パフォーマンス追跡報告

OEFのコミュニケーションはOEFパフォーマンス追跡報告という形態をとることがある。これは、元の、もしくは以前の OEF プロファイルに関して、同じ組織の OEF プロファイルの時間的な変化の比較をするものである。

パフォーマンス追跡報告は、特定の OEF 調査、および（利用可能である場合）そのセクターの OEFSR 要求事項に基づいて伝達しなければならない。OEF プロファイルの変更を公開する際には、主要な変更点を明記しなければならない。

パフォーマンス追跡の伝達は、例えば、以下のような状況で行われることがある：

- a) 報告機関による改善；
- b) 他の納入業者の選択；
- c) 納入業者による計画的かつ検証可能な改善；
- d) 製品デザインの改善または寿命末期手順の改善によりもたらされた、使用段階および寿命末期段階の改善；
- e) プロセス改善による変化。

季節変化²⁵に伴う、もしくはより良い二次的データ源の発見によりもたらされた変更は、パフォーマンスの変更として報告してはならない。

コミュニケーションは、組織の製品ポートフォリオのライフサイクルにおけるプロセスを視覚的に表現したものにより裏付けることができる。このことにより、システム境界、OEF プロファイルへの寄与、および追加された変更などの理解が可能になる。

3.11. OEF プロファイルの検証

OEFSR の審査、および（伝達方法を含む）OEF プロファイルの独自検証は、2 つの個別プロセスである（OEFSR レビューに関してはセクション 4 を参照）。

OEF プロファイルの検証は、公開以前に実施しなければならない。検証には、例えば、現場での確認、算定の審査、マスバランス算定、もしくは他情報源との照合など、いろいろなやり方がある。特定用途、およびコミュニケーションのオプションに応じて、異なる検証の類型が必要となることもある。

OEF プロファイル（もしくはその一部）の公開、比較・比較主張のための使用、もしくは義務的、あるいは自主的法令（例：グリーン公共調達）において裏付けの証明としての使用を目的としたものである場合は常に、検証は義務となる。これらのケースではいずれも、外部の独立第三者（検証者）によって検証が行われなければならない。

検証手続きは透明性のあるものでなければならない。独立検証者は、データの秘匿性に対する規則を網羅した義務を遵守した上で、検証プロセスを文書化した報告書を作成しなければならない。この報告書は、請求があれば誰もが入手可能であるものでなければならない。

検証の目的：

- OEFSR 裏付け調査・OEF プロファイルが、OEF ガイド・基準 OEFSR に準拠しているかを評価すること；
- 納入業者からの情報・データ、および OEF 算定に用いられる他の形態の二次的データの追跡可能性ならびに有効性を検証すること。この作業には、OEF プロファイルを作成した機関、および納入業者により提供された文書（例：請求書、売買証書等）の照合比較が必要となる場合がある。最も関連性の高いデータについては、納入業者の所在地での現地文書確認・調査の実施が必要になることもある。

²⁵ 季節変化は、例えば、生産率に影響を及ぼし、したがって、生産工場の効率、農業產品の季節変化に影響を及ぼす季節的な製品販売量の変化のことである。

OEF プロファイルの検証は、以下の主要領域に対応していなくてはならない。

- 算定のために収集・使用される（一次および二次）基礎データ；
- LCA ベースの算定が OEF ガイド・基準 OEFSR に記載されている算定規則に準拠して行われた方法；
- OEF プロファイルに盛り込まれた環境パフォーマンスの提示；
- OEF ガイドに盛り込まれた（もしあれば）他の追加環境情報。

資源利用・排出プロファイルの基礎データを検証する際には、検証者はこれを検証しなくてはならない。

- 単位プロセスは基準 OEFSR で規定されているように設定しなくてはならない；
- ユニットプロセスに対して用いられるインプット・アウトプットデータ源（すなわち、参考文献、ベンダー提供のデータベース、および LCI データベース）は、少なくとも基準 OEFSR で求められている品質である；
- すべての関連情報は、それぞれの単位プロセスに対して文書化されている、すなわち、基準 OEFSR に従って、データの妥当性を独自に評価し得る一貫性とわかりやすさを有している。特に、検証者は、LCA プロセスデータが LCA プロセスデータの選定に影響した場合、LCA プロセスデータの何らかの追加記録（情報源、通信、追跡可能な情報源に対する参考文献など）が提供されていることを確認することが望ましい。
- データ品質要求事項が満たされていること。

OEF ガイドに従ってすでに検証された LCA データの中に二次的データがある場合、評価基準、手法の一貫性、完全性、および不確実性に関して、当該データはさらなる検証対象とはならない。ただし、特定組織に対するこれらデータの使用の妥当性は検証する必要がある。このような検証は、特定 OEF プロファイルに用いる二次的データの時間的、地理的、および技術的代表性という側面を網羅する必要がある。

影響評価の結果を検証する際に、検証者は、資源利用、排出プロファイル、および推奨された特徴化・正規化・重み付け要因に基づいて正しく算定がされていることを確認しなくてはならない。

資源利用と排出プロファイル情報の検証に関して、検証者は、それらが元データ源と一致したものであるかを検証するための単位プロセスに対するサンプルチェックを利用しなければならない。当該組織は、要請があれば検証者に対し、基礎データ、および実施した算定に関する情報を提供しなくてはならない。

サンプルチェックは、資源利用・排出プロファイルに対して影響の大きい単位プロセス、および無作為に選んだ単位プロセスに対して実施されるのが望ましい。

サンプルチェックは、資源利用および排出プロファイル、ならびに無作為に選ばれた単位プロセス・情報モジュール・OEFSR モジュールに重要な影響を与える単位プロセス・情報モジュール・OEFSR モジュールに対して行われるのが望ましい。

複雑な組織が検証対象になる際には、抽出手法として、OEF 調査を用いなければならない。特定の抽出手法がある組織によって作成されている場合は、その手法は、第三者である検証者により検証され、OEF プロファイルで規定しなければならない。

検証の更新は、生じた可能性のある OEF プロファイルに対する背景状況の変化、もしくは宣言に対する妥当性に関する当該機関の内部手順に関わるその他の種類の変化などになるべく重点を置く必要がある。OEF プロファイルで報告された複数のデータに +/-10 % 以上の偏差が見られる場合は、検証はパラメータ、および偏差をもたらしたデータに重点を置くのが望ましい。

OEF パイロット・セクター規則調査において検査される検証アプローチの詳細は、現在進行中である特定の予備的調査の結果が利用可能となり次第、次段階において入手可能となる。

3.11.1. 検証者の資質

OEF ガイドのセクション 9.3 を参照されたい。

3.12. OEFSR の時間的有効性

各 OEFSR の有効性は、当該セクターの特性（例：イノベーションサイクルのスピード）に関連したものであることが望ましい。4 年間の基準期間を用いなければならないが、基準と異なるものに関しては公開諮問段階において考慮し、検討しなければならない。

4. OEFCSR レビュー

技術事務局は、OEFCSR レビューのために最小で 3 人のメンバー（議長とメンバー2名）からなる独立第三者パネルを設置しなければならない。同パネルは、少なくとも、（望ましくは当該 OEF セクター、および組織関連の環境側面の知識を持った）LCA の専門家 1 名、NGO の代表 1 名、業界専門家 1 名、および欧州委員会の代表 1 名からなるのが望ましい。その中のメンバー1名が議長に選ばれなくてはならない。パネルメンバーは、レビュー対象の組織に関して、直接・間接的な利害衝突があつてはならず、技術事務局のメンバーであつてもならない。

4.1. レビューアの資質

OEF ガイドのセクション 9.3 を参照されたい。

4.2. レビュー手順

OEFCSR レビューパネルは、技術事務局の助けを得ながら、OEFCSR を検討し、それに対するレビューを行う会合を持たなければならない。コメントを出すことが求められ、それらコメントは全般的なもの、論説的なもの、実質的なものである場合がある。全般的なコメントは、OEFCSR 全体に影響する包括的な問題に適用するのに対し、論説的・実質的コメントは、OEFCSR の特定セクションに適用することがある。

OEFCSR レビューパネル、および技術事務局が合意した 30 日を超えない期間内において、OEFCSR レビューパネルは会合した上で、コメントを出し、レビュー報告書にまとめなければならない。

レビュー報告書は、審査と検討のため技術事務局に提出しなければならない。同報告書は、運営委員会にも提出しなければならない。

4.3. レビューの基準

レビューアは、OEFCSR が、本ガイダンスが示した要求事項に従って策定されており、信頼に足る一貫した OEF プロファイルを裏付けているかどうかを調査しなければならない。さらに、以下のような基準も適用することとなる：

- OEFCSR が OEF ガイドで示されているガイドラインと一貫したものである；
- 分析単位・割当・算定規則が当該 OEF セクターに適切である。
- 選定した LCIA 指標・追加環境情報が、当該 OEF セクターに適切で、その選定が本ガイダンス、および OEF ガイドに従ってなされている。
- OEFCSR が規定する LCA ベースのデータと追加環境情報の両方が、当該 OEF セクターに関わる重要環境側面を説明している。

- 当該 OEF SR が、異なる組織間の比較の土台となり得るか否か。

4.4. レビュー報告書

レビュー報告書は、レビューパネルによる、提案を伴ったコメントのすべてに基づいて起草するのが望ましい。

4.5. レビュアのコメントへの対処

技術事務局は、OEF SR レビューパネルのコメント・提案を検討し、それぞれに対し回答を作成しなければならない。技術事務局は、OEF SR レビュー報告書を用いて、以下を盛り込んだ回答を作成する。

- 提案の受け入れ：提案を反映し、OEF SR 草案を変更する；
- 提案の部分的受け入れ：元の提案を修正し、OEF SR 草案を変更する；
- 技術事務局が提案に同意しない理由に対する裏付け説明；
- コメント・提案に対する質問事項とともに、OEF SR レビューパネルに返答。

コメントに対する回答が、OEF SR レビューパネルに受け入れられなかった場合、レビュー報告書、および技術事務局の回答は、運営委員会に提出され、そのレベルにおいて問題の解決を図る。

付属書

付属書 1 — 正規化要因

(後の段階で盛り込まれる)

付属書 2 — OEF SR テンプレート

(後の段階で盛り込まれる)